

基幹的社協専門員から生活支援員の皆様へ

生活支援員の皆様、本事業の実施に日々、ご尽力いただきましてありがとうございます。

前回のサポートニュースでもお伝えしましたが、今年度より、新潟市が政令指定都市になったことに伴い、新潟市社協が実施主体となりました。

また、専門員が複数配置となったり、本事業担当職員が増えたりといくつかの基幹的社協に変化がありました。新任職員の紹介も兼ねて、各基幹的社協の専門員より、生活支援員の皆様へ向けて一言を頂戴しましたので、ご紹介いたします。

新発田市社会福祉協議会 (本事業担当職員が増えました)

□ 専門員 森 葉子さん

この事業を担当してから早3年、生活支援員の皆様のご協力を得ながら、専門員として今日まで支えていただきました事に心より感謝申し上げます。

利用者の生活や健康状況を限られた時間の中で、事細かに把握するなど、ご苦勞をおかけしております。大変な役割ですが、利用者が一番身近な存在として、今後ともよろしく願います。これからも生活支援員の皆様とともに「その人らしく生活していける」ことを大切に支援していきたいと思っております。

□ 新任主事 高橋 絵理さん

地域福祉権利擁護事業に携わるようになり、2ヶ月が経ちました。新発田市の本事業を利用される方々の現状を目の当たりにして、驚きと共にやりがいを感じています。自分の力だけでは生きていくことが難しかった方が、この事業を利用することによって一人で自立した生活を営むことができるようになるというのは本当に素晴らしいことだと思います。利用者様が今の生活を維持していけるのも、生活支援員の皆さまのお力のおかげと思っています。



三条市社会福祉協議会 専門員 長門 紀代実さん

生活支援員の皆さん、日頃は利用者の気持ちを大切にしながら支援していただきありがとうございます。訪問を待ちわびて玄関の前で待っている方、金銭管理を行える施設に入所が決まっても「支援員さんに来てほしいから」と本事業の利用を希望される方など、皆さんが利用者の支えになっていると実感する場面に何度出会ったことでしょう。

これからも、皆さんの活動に感謝しながら、利用者が望む安心した生活のお手伝いのため、一緒にこの事業を大切に築いていきたいと思っています。



長岡市社会福祉協議会 (専門員が2名になりました)

□ 専門員 神保 みゆきさん

事業開始から8年、専門員として多くのご利用者、ご家族、関係機関の皆様と関わって参りました。なかでも、社協職員や生活支援員の皆様とご利用者を訪問した場面の数々は一番心に残っています。

今後も、ご利用者が安心して地域で住み続けられるより良い支援が出来るように、私自身も心身の健康に努め、明るく訪問し続けていきたいと思っています。

これからも、どうぞよろしくお願いします。

□ 新任専門員 松原 直美さん

この春から専門員としてお仕事をさせていただいております、松原直美です。

念願かないまして他業種からの「華麗なる転身」を果たしましたが、毎日理論通りには実践できにくい現実、四苦八苦しております。

至らぬ所多々ありますでしょうが、日々努力して成長していきたいと思っていますので皆様方のご指導、ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。



魚沼市社会福祉協議会 専門員 坂大 優さん

生活支援員の皆様のご支援を頂きながら、今日まで仕事を進めてくることが出来たことに心から感謝申し上げます。利用者は、一人ひとり個性も違えば価値観も違います。その人に合った支援を行うことは本当に難しいことだと思います。利用者が地域で安心して暮らしていく為の一つの社会資源としてこの事業が役立つように、今後も生活支援員の皆様の子カウを貸してください。宜しくお願いします。



十日町市社会福祉協議会 専門員 徳永 典子さん

基幹的社協として、産声をあげて2年目に突入しました。まだまだ未熟で、自分で自分が歯がゆいなか、生活支援員の皆様を始め、地元社協職員、関係機関の皆様のご協力を得て、今日まで仕事を進めていくことが出来たことに、心から感謝申し上げます。

これからも、「ご本人の意思を尊重しつつ、その人らしい生活を送ること」にこだわりを持ち、生活支援員の皆様とともに利用者さんのお手伝いをしていきたいと思っています。どうぞ、よろしくお願いいたします。



上越市社会福祉協議会 (長岡同様、専門員が2名になりました)

□ 専門員 山崎 絵里子さん

「こうしたらどうだね」「こんな相談機関があるよ」生活支援員と私との一場面です。今後も生活支援員の皆様と支援を共に考え、共感し、時に悩みながら利用者の支援をおこなっていききたいと日々思っています。今後もよろしくお願いいたします。

□ 新任専門員 深澤 寛子さん

今年の4月より専門員として配属されました。どうぞよろしくお願いいたします。生活支援員の皆さんから教えていただくことが多くあり、とても勉強になります。皆様から信頼される専門員を目指し頑張っていきたいと思えます。



佐渡市社会福祉協議会 専門員 本間 奈美さん

生活支援員の皆様には、いつも事業のためご尽力いただき御礼申し上げます。

佐渡市においても、間もなく利用者が50名に達しようとしており、支援の広がりや支援員の皆様のお力を実感する日々です。専門員が新規相談などの対応に追われ、定期訪問や初期調整などで皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、今後も支援員の皆様と社協が事業の両輪となって、より利用者さんの自分らしい生活の実現のため支援をしていければと思います。

新潟県福祉サービス運営適正化委員会より 主事 寺口 祐司

前任者に替わり、この4月より新潟県福祉サービス運営適正化委員会事務局に配属となりました。勉強不足のため、先輩方に一つひとつ教えていただきながら、学ぶことの多い日々を過ごしています。どうかよろしくをお願いします。

さて、去る5月18日に平成19年度基幹的社会福祉協議会連絡会議が開かれ、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）における実施上の課題と対応について討議がなされました。なかでも金融機関に対する事業の周知と理解について積極的に意見が交わされ、特に代行・代理の支援に対する金融機関の対応がそれぞれ異なることから、事業実施に直接携わる生活支援員の方に、大変な業務負荷がかかっているという現状を伺いました。

しかし、残念ながら他県において本事業の金銭の取扱いに関する不祥事があり、このことから、今後、本事業がより地域に根付き信頼される事業となるために、それぞれのケースにおいて諸事情があることとは思いますが、契約に基づいた適切な事業運営が求められています。そこで、生活支援員の皆様には、今一度、それぞれの利用者の契約内容を確認し、下の表より代行と代理の支援方法の違いを再認識して頂いた上で、利用者が安心して事業を利用できるように努めていただきたいと思います。また、地域福祉権利擁護センターとしても、事業の円滑な運営が進められるよう、今後も検討を重ねて参ります。

粗末な文章で恐縮ですが、今後ともどうか本事業に対するご理解とご協力の程、よろしくをお願いいたします。

【金融機関における代行と代理の手続き】

代行の具体例

- 利用者本人が作成した利用者名義の払戻請求書と、通帳を金融機関へ持参し、払戻を受ける。
- 利用者が作成した利用者名義の公共料金等の振込依頼書と現金を金融機関に持参し、振込を行う。

☆ポイント☆ 代行の場合の書類は、必ず利用者ご本人に書いてもらいましょう。

代理の具体例

- 金融機関の払戻請求書に利用者の代理人である〇〇市社会福祉協議会会長△△と記し、代表印（会長印）を押印して払戻の請求をする。
- 金融機関に対する振込依頼書に、利用者の代理人である〇〇市社会福祉協議会会長△△と記し、振込の依頼をする。

☆ポイント☆ 契約書に代理権がない場合、この方法は使えません。

金融機関において生活支援員が払い戻す限度額は、支援計画に示されています。この限度額以上の払い戻しについては、支援計画に基づき、臨時の支援として専門員が行います。

この他、援助の方法で不明な点があった時は、すぐに専門員へご連絡下さい。

地域福祉権利擁護事業 生活支援員 登録者数等一覧

平成19年5月末日現在

〔新発田市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	新発田市	12	7	58%
2	村上市	2	1	50%
3	阿賀野市	9	2	22%
4	胎内市	6	2	33%
市計		29	12	41%
北蒲原郡				
5	聖籠町	2	-	0%
北蒲原郡計		2	-	0%
東蒲原郡				
6	阿賀町	6	-	0%
東蒲原郡計		6	-	0%
岩船郡				
7	関川村	3	-	0%
8	荒川町	2	1	50%
9	神林村	2	2	100%
10	朝日村	3	2	67%
11	山北町	3	1	33%
12	粟島浦村	2	-	0%
岩船郡計		15	6	40%
新発田エリア合計		52	18	35%

〔魚沼市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	魚沼市	19	17	89%
2	小千谷市	6	5	83%
3	南魚沼市	7	-	0%
市計		32	22	69%
北魚沼郡				
4	川口町	2	2	100%
北魚沼郡計		2	2	100%
南魚沼郡				
5	湯沢町	2	2	100%
南魚沼郡計		2	2	100%
魚沼エリア合計		36	26	72%

〔十日町市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	十日町市	15	10	67%
市計		15	10	67%
中魚沼郡				
2	津南町	2	2	100%
中魚沼郡計		2	2	100%
十日町エリア合計		17	12	71%

〔三条市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	三条市	20	15	75%
2	加茂市	3	3	100%
3	見附市	4	4	100%
4	燕市	19	13	68%
5	五泉市	9	6	67%
市計		55	41	75%
西蒲原郡				
6	弥彦村	6	4	67%
西蒲原郡計		6	4	67%
南蒲原郡				
7	田上町	4	-	0%
南蒲原郡計		4	-	0%
三条エリア合計		65	45	69%

〔上越市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	上越市	51	39	76%
2	糸魚川市	6	4	67%
3	妙高市	6	3	50%
市計		63	46	73%
上越エリア合計		63	46	73%

〔佐渡市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	佐渡市	30	22	73%
佐渡エリア合計		30	22	73%

〔長岡市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	長岡市	42	33	79%
2	柏崎市	15	12	80%
市計		57	45	79%
三島郡				
3	出雲崎町	4	4	100%
三島計		4	4	100%
刈羽郡				
4	刈羽村	1	-	0%
刈羽郡計		1	-	0%
長岡エリア合計		62	49	79%

	登録者数	実働者数	実働率
新潟県内総合計	325	218	67%

※一人で複数の利用者を担当している生活支援員も含む



新潟県地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） 市町村別利用状況
 （平成19年5月末現在）

※利用者の住所（契約時）に基づき、基幹的社協の担当区域別に掲載しています。

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
新発田市	7	22	10		39
村上市	1	1	1		3
阿賀野市		2		4	6
聖籠町					0
胎内市	1	3			4
阿賀町		1	5		6
関川村					0
荒川町		1	1		2
神林村	1	2		1	4
朝日村		1			1
山北町		1			1
粟島浦村					0
計	10	34	17	5	66
新潟市			114	40	
計			114	40	
三条市	6	19	12	10	47
加茂市	1	5	1		7
見附市		4	3	1	8
燕市	6	19	9	4	38
五泉市	1	5	8	2	16
弥彦村	1	3	4		8
田上町			1		1
計	15	55	38	17	125



(単位：人)

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
長岡市	15	82	42	33	172
柏崎市	2	15	6	6	29
出雲崎町	2	6	3	3	14
刈羽村					0
計	19	103	51	42	215
魚沼市	3	34	56	7	100
小千谷市	4	5	9	3	21
南魚沼市		2	8	3	13
川口町		2	1	1	4
湯沢町		3	3	1	7
計	7	46	77	15	145
十日町市	5	20	31	9	65
津南町		7	18		25
計	5	27	49	9	90
上越市	8	83	32	43	166
糸魚川市	2	7	6	6	21
妙高市	1	5	1	2	9
計	11	95	39	51	196
佐渡市	18	46	34	10	108
計	18	46	34	10	108
合計	85	406	419	189	945

相談継続…契約に向け専門員が
対応している人数。

相談終了…契約に至らず、専門員に
よる対応を終えた人数。

実利用者…契約を締結し、
実際利用している人数。

解約…契約締結後、解約した人数。

地域福祉権利擁護事業
生活支援員だより
サポートニュース

新潟県地域福祉権利擁護センター（新潟県社会福祉協議会内）
 〒950-8575 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階
 電話：025-281-5584 E-mail：kenriyogo@fukushiniigata.or.jp
 FAX：025-285-0303 http://www.fukushiniigata.or.jp/group/support/